

ワークショップ議事録（平成 23 年 6 月 3 日）

講師：増田 亨氏（東京第一弁護士会所属 弁護士）

タイトル 「弁護士業務から見る公共政策」

1 裁判員制度について

（1）はじめに

裁判員制度は平成 21 年 5 月 21 日からスタートし、比較的重い犯罪内容（殺人や強姦致死傷など）を中心とした刑事裁判において実施されている。

（2）裁判員制度の仕組み

市町村の選挙管理委員会がくじで選定した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を地方裁判所が作成し、候補者には、候補者名簿に記載された旨の通知が行われる。この際に調査票が同封され、候補者の欠格事由や就職禁止事由、辞退事由がある場合は、調査票に記入して、証拠の写しなどを添付して返送する。この場合の辞退事由については比較的ゆるやかな運用が行われている。

刑事裁判に当たっては公判前整理手続きが行われ、争点整理や証拠開示があらかじめ行われ、裁判の迅速化を図っている。

その上で呼出日当日には裁判員選任手続きが行われ、選任された裁判員は裁判官とともに出廷する。刑事裁判の第 1 回公判終了後には中間評議が行われ、公判最終日の終了後には最終評議が行われる。有罪・無罪の評議に関しては、被告人に不利な判断を行う際には裁判員・裁判官各 1 人以上を含む過半数の賛成が必要であり、有罪の時には量刑の判断を同様に行う。

判決は裁判官による起案を裁判員に確認したうえで、法廷で裁判官が宣告することになる。

（3）裁判員制度導入の経緯

小泉政権における改革の一環である司法制度改革として、司法試験合格者の増員などと一体で進められた。司法制度改革に関する意見書を 2001 年に提出した司法制度改革審議会は、経済界主導のものであり、13 名のメンバーの中に法律家は 3 人しかいなかった。この際、当時問題になっていた、えん罪に関する判決の増加が影響している。

（4）裁判員制度の利点と課題

① 利点

司法の可視化・情報公開が意識されるようになり、検察・裁判所が積極的に情報を公開するようになった。

② 問題点

裁判員選任手続きや、裁判員への参加に対する希望不足や難解な法律用語の改善、被疑者が裁判員による裁判を拒否できない点、さらには裁判の迅速化によって判

断の公平性に影響が出ないかなど、今後、裁判員制度を運用するにあたっての課題は多い。

2 高齢者政策について

(1) はじめに

「無縁社会」と言われる、高齢者の孤立状態に対して、高齢者の様々な不安を取り除くための専門機関や行政機関によるネットワークづくりが期待される。

(2) 高齢者の生前の問題

地域包括支援センターによる総合相談や支援事業や、任意後見制度や法定成年後見制度などがあるものの、問題点が多い。特に法定成年後見制度においては、親族申立人の不在や、後見人の担い手不足などの問題が存在する。

(3) 高齢者の死後の問題

身寄りのない高齢者が死亡した後の葬儀や、死後の財産管理、遺贈の受け入れなどについて、行政機関による積極的な関与が期待される。

3 質疑応答

Q1 裁判員制度に関する広報について、現状はどのようなものか？

A1 裁判所でのビデオ広報などにとどまっている。

Q2 裁判員という「法律の素人」の判断が入ることによる重罰化をどのように考えればよいか？

A2 特に女性関連の犯罪（強姦など）に関して、裁判員裁判において従来よりも重罰化の傾向がある。これに関しては従来法律家の感覚が甘かったために量刑が軽かった可能性もある。法律家と一般の市民感覚との間に感覚の差があったのかもしれない。

Q3 公判前整理手続の創設をはじめとした裁判の迅速化傾向と、手続きの可視化などをはじめとした適正な判断の要請との間で、矛盾などが生じる可能性はあるのか？

A3 公判前整理手続により、裁判の手続き進行そのものはスピードアップした印象がある。しかしながら、これによってえん罪が発生しないかどうかについて、問題はあると思われる。

Q4 高齢者の死後の問題について、自治体はどのように関わればよいか？

A4 NPOなどが高齢者の生前・死後の問題について解決の努力を行っているが、これに限らず、法的問題を含めてのケアに関して、自治体が公社のような組織を作って関与するといった体制をつくることも考えてよいように思われる。

以 上